

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	10	患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること
	I	患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること
担当部局・課	主管部局・課	医政局経済課医療関連サービス室
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>平成4年の医療法改正により、医療関連サービス事業のうち、医師等の業務又は患者等の入院若しくは入所に著しい影響を与える業務として8つの業務（①検体検査、②医療機器等の滅菌消毒、③患者等給食、④患者搬送、⑤医療機器の保守点検、⑥医療ガス供給設備の保守点検、⑦寝具類洗濯、⑧施設の清掃）を政令で定め、これらの業務を委託する際の受託事業者の基準を設け、医療関連サービスの質の確保及び事業者の健全育成を図ることとした。</p> <p>近年では、平成17年の省令及び医政局長通知等の改正により、滅菌消毒業務について、新たに院内における委託基準を設けるなど、医療関連サービス事業の業務委託に関する法令の整備等を行い、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの適切な提供を促進している。</p> <p>○関連する経費（平成17年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関連サービス対策費 3,857千円 					
(評価指標の考え方)					
事業者の医療関連サービス市場への参入が促進されているか否かは、市場規模や業者数の拡大状況から測定することができることから、これらの数値を評価指標とする。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
市場規模（業務委託施設数）	—	21,182	—	—	—
業者数（受託事業者数）	5,592	5,695	5,759	5,911	6,072
(備考)					
市場規模は、3年ごとに行う「医療施設調査（静態・動態）」における給食（患者					

用)、滅菌(治療用具)、保守点検(医療機器)、清掃の各業務を委託している病院の延べ数によっている(H17の市場規模は集計中であり、今後公表予定である)。

業者数は、これら事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計である。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立することが重要であることから、民間の事業者による良質なサービスの確保が図られ、患者・国民のニーズに合った医療関連サービスを提供していく必要がある。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

医療関連サービス事業の業務委託については、原則として医療機関の判断により自由に行えることとする一方、特に医師等の診療等に著しい影響を与える業務については、委託する際の受託事業者の基準を設け、医療関連サービスの質の確保及び事業者の健全育成を図っているところである。

よって、業務委託の水準を確保することにより、安全で安心な医療サービスの提供が図れることから、医療機関においては、患者・国民の多様なニーズに対応するため、民間の専門事業者への外部委託が進むこととなる。実際に、受託事業者数も毎年増加していることから、政策手段は実績目標の達成に向けて有効的であると考えられる。

政策手段の効率性の評価

医療関連サービス事業の業務委託については、特に医師等の診療等に著しい影響を与える業務についてのみ、そのサービスの質の確保を図るため、法令に基づき、必要最小限の規制を行っているところであり、これを通じて多くの事業者により競争が行われ、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスが提供されるため、効率的である。

総合的な評価

近年、特に、医療と密接に関連した民間事業者のサービスの活用については、その事業者数も毎年増加していることから、事業者間の競争を通じて多様な医療関連サービスが効率的に提供されていると考えられ、また、実際に評価指標である各種業務委託を行っている施設数も例年増加していることから、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

さらに、平成17年1月に設置された滅菌消毒専門部会において、滅菌消毒業務の委託に関する報告書が取りまとめられ、同年9月の医療関連サービス基本問題検討会において、その報告書の内容が了承されたことを踏まえ、省令及び医政局長通知等の改正を行い(平成18年4月1日より施行)、新たに医療機関内における委託基準を設けるなど、安全で安心なサービスの提供を図るための必要な措置を講じたところである。

今後とも、医療機関や患者のニーズの多様化等に対応しつつ、医療関連サービス事

業の業務委託の更なる進展を図る観点から、医療機関が医療関連サービスを安心して委託できるような基準作りなどを行うために、医療関係サービス事業者に対する情報収集や情報発信に引き続き取り組む必要がある。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
2 達成に向けて進展があった	2 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成16年11月に医療関連サービス基本問題検討会を開催し、滅菌消毒専門部会の設置を決定。平成17年1月より同部会を開催し、院内委託を行うに当たっての基本的ルールの在り方についての検討を開始。

平成17年7月、同部会による「報告書」が取りまとめられ、同年9月には検討会において「報告書」が了承。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。